



2017年5月18日

会社名 株式会社タダノ

コード番号 6395

お問合せ先 執行役員常務 橋倉 荘六

TEL (087) 839-5600

各位

## 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の更新について

当社は、平成20年5月8日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」の導入を決定し、同年6月24日開催の当社第60回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、平成23年6月24日開催の当社第63回定時株主総会及び平成26年6月25日開催の当社第66回定時株主総会において、その内容の一部変更及び継続について株主の皆様にご承認いただき、更新（当社第66回定時株主総会でご承認いただいた当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針を以下「現対応方針」といいます。）いたしました。その有効期間は、平成29年6月27日開催予定の当社第69回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、現対応方針継続後も、引き続き、金融商品取引法及び関連政省令の施行等の動向に注視しつつ、また、社会・経済情勢の変化や昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益をより一層確保し、向上させるための取組みのひとつとして、現対応方針の更新の是非を含め、その在り方について検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、現対応方針の有効期間終了に先立ち、平成29年5月18日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を引き続き維持することを確認したうえで、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に規定されるものをいいます。）として、現対応方針を更新（新たに更新する対応方針を以下「本対応方針」といいます。）することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

本対応方針の主な特徴及び本対応方針の現対応方針からの主な変更点は、以下のとおりです。

### 1. 本対応方針の主な特徴

本対応方針の主な特徴は、以下のとおりです。

#### ① 当社取締役会による恣意的な判断を排除するための仕組み

当社は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役及び社外監査役で構成される独立委員会を設置し、当社取締役会による恣意的な判断を排除するため、大規模買付行為等に対する対抗措置発動の是非等を独立委員会に諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。

## ② 大規模買付ルールの迅速な運用を図る仕組み

大規模買付者に情報提供を求める期間がいたずらに引き延ばされ、大規模買付ルール of 迅速な運用が阻害されないよう、大規模買付者への情報提供要請期間に原則として 60 日間の上限を設けています。また、当社取締役会の評価期間は原則 90 日以内とし、延長期間についても最長 30 日間に限定しています。

## ③ 対抗措置の発動を限定するための仕組み

大規模買付ルールが遵守される場合は、原則として大規模買付行為等に対して対抗措置は発動せず、対抗措置を発動することができる場合を、大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される例外的な場合に限定しています。また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の是非の判断を株主意思確認株主総会に上程すべきとの勧告を受けた場合は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主意思確認株主総会を開催し、当該株主総会における決議の結果に従い、対抗措置の発動の是非についての取締役会決議を行うものとします。

## ④ その他

大規模買付行為等に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していません。

## 2. 現対応方針からの主な変更点

現対応方針からの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 当社取締役会は、一定の場合に、大規模買付行為等に対する対抗措置を発動するか否かを株主の皆様へ問うべく株主意思確認株主総会を開催することといたしました。
- ② 独立委員会の委員の資格について、社外有識者を除外し、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役及び社外監査役のみに限定いたしました。
- ③ 大規模買付行為等に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明記いたしました。
- ④ その他、本対応方針がより分かりやすいものとなるよう、語句の修正、文言の整理等を行いました。

本対応方針への更新は、社外取締役 2 名を含む取締役全員が出席した当社取締役会において、社外取締役 1 名が反対、残る取締役 5 名の賛成により承認されました。また、かかる当社取締役会には、社外監査役 2 名を含む監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、平成 29 年 3 月末日時点での当社の大株主の状況は別紙 1 に記載のとおりですが、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為等に関する具体的提案を受けていないことを申し添えます。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営方針であります企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するに当たっては、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の

最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

したがって、これらに関する十分な理解なしに当社の株式の大規模な買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

また、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に事実上、株式売却を強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付の条件・方法等について検討し、あるいは当社の取締役会が、代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

当社は、このような企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化を図り、上記 I. の基本方針の実現に資する取組みとして、次の施策を実施しております。

### 1. 企業価値向上への取組み

当社グループは、平成 20 年度以降、事業領域を「(移動機能付) 抗重力・空間作業機械=Lifting Equipment (LE)」と定め、「LE 世界No.1」・「海外売上比率 80%」・「安定的高収益企業 (平時の営業利益率 20%)」の 3 つを長期目標としております。

世界の人口動態を考えれば、LE 業界は長期的には成長産業であり、今後のポテンシャルは高いと考えております。しかしながら、短中期的には市場変動が激しい事業特性を有しています。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、3 年毎に中期経営計画を策定しております。建設用クレーンの海外需要が平成 24 年をピークに減少する中、「『強い会社』に」を基本方針とし、「更なるグローバル化」・「耐性アップ」・「競争力強化」を重点テーマとする「中期経営計画 (14-16)」に取り組み、シェアアップ・高付加価値商品の拡販等により業績向上を図って参りました。その結果、平成 26 年度と平成 27 年度は 2 年連続で過去最高の売上高と営業利益を更新し、ROS(売上高営業利益率)は 14.4%・14.8%、ROA(総資産営業利益率)は 13.9%・13.5%と高水準で推移しました。しかしながら、当社は未だ「強い会社」への途上にあり、最終年度は需要の更なる減少の影響により、ROS10.3%、ROA7.9%への低下を余儀なくされました。

平成 29 年度をスタートとする「中期経営計画 (17-19)」は「『強い会社』に (赤い矢印に集中)」を基本方針として、3 つの重点テーマ実現のために、9 つの戦略に取組んで参ります。

- ・「強い会社」とは、いかなる外部環境にあろうとも、「利益を出す」・「人を育てる」を每期継続することができる会社です。
- ・当社グループでは、「市場：需要・為替 (=青い矢印)」というコントロールできない環境の中で、事業に対する「自助努力 (=赤い矢印)」に集中し、これに「投資 (=黄色い矢印)」の成果を加えたものが、「業績 (=黒い矢印)」と位置付けております。「中期経営計画 (17-19)」では、「強い会社」になるために「赤い矢印」に集中することを基本方針としたものです。

- ・ 3つの重点テーマ
  - ①更なるグローバル化（ONE TADANO、Wide & Deep）
  - ②耐性アップ（6つの鍵）
  - ③競争力強化（四拍子そろったメーカー）
- ・ 9つの戦略
  - ①市場ポジションアップ
  - ②商品力強化
  - ③グローバル&フレキシブルものづくりへの取り組み
  - ④感動品質・感動サービスの提供
  - ⑤ライフサイクル価値の向上
  - ⑥ソリューションビジネスへの取り組み
  - ⑦収益力・資産効率のレベルアップ
  - ⑧成長基盤の確立
  - ⑨グループ&グローバル経営基盤の強化

当社グループとしては、株式の大規模買付行為等がなされた場合に、当該行為等に対して事前の十分な情報提供や考慮検討のための期間を求めることが可能な「当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針」を更新することで、経営の安定性を確保し、経営陣が「中期経営計画（17-19）」の実行に集中できる環境を継続したいと考えています。

## 2. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けており、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営理念等に基づき健全な企業風土を根付かせ、この健全な企業風土により企業経営（経営者）が規律される仕組み、監査役の監査環境整備・実質的な機能強化により監査が適正に行われること等が重要であると考えております。

このような考え方にに基づき、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（[http://www.tadano.co.jp/ir/c\\_governance.html](http://www.tadano.co.jp/ir/c_governance.html)）を制定し、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等を明らかにしております。

例えば、当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によってグループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の実務執行の監督を行っております。

監査役は、重要な会議に出席するとともに、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。

また、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人財育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

さらに、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、取締役・監査役候補者および執行役員の指名ならびに取締役の報酬の決定のための取締役会の諮問機関として、また執行役員の報酬の決定のための社長の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

#### 1. 本対応方針の目的

本対応方針は、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。当社取締役会は、大量の当社の株式の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組みが必要であると考えました。

金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされていますが、公開買付開始前における情報提供と検討時間を法的に確保することや、市場内での買い集め行為を法的に制限することができない等、濫用的な買収に対して必ずしも有効に機能しないことが考えられます。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、本対応方針を定めることにより、当社の経営を安定させ成長戦略に集中できる環境を整え、不測の事態等による混乱や弱体化に備えることが必要と考えます。

#### 2. 本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針においては、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社の株式の買付行為等、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株式の買付行為等（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付け、公開買付け等の具体的な買付行為等の方法を問いません。このような買付行為等を以下「大規模買付行為等」といいます。）を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、以下に記載のとおり、当社株式の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

（注1）特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。別段の定めがない限り以下同じとします。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、並びに、
- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下同じとします。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）をいいます。

（注2）議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、（注1）の①に記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27

条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。以下同じとします。）、又は、

- ② 特定株主グループが、(注 1) の②に記載の場合は、当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する発行済株式の総数をいいます。）及び総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについて、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則（その概要は別紙 2 に記載のとおりです。）に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役又は社外監査役の中から、当社取締役会が選任する 3 名以上の委員から構成されるものとします。独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙 4 に記載のとおりです。

### 4. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為等が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値・株主の皆様の共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、概要、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会又は株主意思確認株主総会が対抗措置の発動の是非について決議した後にのみ、大規模買付者は、大規模買付行為等を開始することができる、というものです。

#### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を日本語にて提出していただきます。なお、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

##### ① 大規模買付者及びその概要

- (i) 名称及び所在地
- (ii) 会社等の目的及び事業の内容
- (iii) 大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位 10 名）の概要
- (iv) 設立準拠法
- (v) 代表者の氏名
- (vi) 国内連絡先

- ② 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出日前 60 日間における大規模買

付者の当社の株券等の取引状況

- ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要(大規模買付者が大規模買付行為等により取得することを予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注3)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。
- ④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約文言

なお、意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。)を添付していただきます。

(注3) 重要提案行為等とは、

金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいいます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日(注4)(初日不算入)以内に、適宜必要に応じて外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下同じとします。)の助言を得ながら、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要な、当初提供していただくべき情報のリスト(以下「当初提供情報リスト」といいます。)を大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、かかる当初提供情報リストに従って十分な情報を日本語で提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を速やかに独立委員会に提供します。また、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、上記の当初提供情報リストに従い大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供していただいた情報だけでは、当該大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます(当初提供情報リストに従って提供していただくべき情報及び追加で提供していただくべき情報を総称して、以下「大規模買付情報」といいます。)。当社取締役会は、大規模買付者から追加で提供していただいた情報についても速やかに独立委員会に提供します。

なお、大規模買付ルールの迅速な運営を図るべく、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者に対して情報提供を要請する都度、当該情報提供の回答期限を設定する場合があります。また、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、かかる要請を受けて大規模買付者が回答を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)については、当初提供情報リストの大規模買付者への発送日から起算して60日間を上限として設定します。そして、情報提供要請期間が上限に達して満了した時は、たとえ必要情報が十分に揃っていない状況であっても、情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、速やかに取締役会における評価を開始します。ただし、大規模買付者からの延長要請が合理的な理由に基づく場合には、必要に応じて30日間を上限に情報提供要請期間を延長することができるものとします。一方、情報提供要請期間が満了する前であっても、必要情報が揃ったと当社取締役会が判断

した場合には、情報提供要請期間を終了し、取締役会における評価を開始するものとします。

なお、以下の①から⑩までの項目は、原則として当初提供情報リストに含まれるものとしますが、提供していただく当該大規模買付情報の具体的な内容及び範囲は、当社取締役会が、当該大規模買付行為等の内容及び態様に照らして、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と合理的に判断する内容及び範囲に限定されます（追加で提供していただくべき情報の内容及び範囲については、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで判断するものとします。）。また、大規模買付者が大規模買付情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、所在地、会社等の目的及び事業の内容、沿革、代表者、役員、株主、社員その他構成員の氏名、経歴及び所有株式の数、資本構成その他の会社等の状況、直近3事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況、並びに設立準拠法等を含みます。）
- ② 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（買付対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性（法令上必要となる許認可等の取得を含みます。）、実現可能性、大規模買付行為等後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する一連の取引の条件、取引の仕組み等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑥ 大規模買付行為等完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為等完了後の対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為等に関する意向表明書を受領した場合、その事実を株主の皆様に公表いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報（提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じとします。）は、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断したときは、その旨を公表いたします。



(注4) 営業日とは、

行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

### (3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、情報提供要請期間が満了又は終了した後、大規模買付行為等の評価検討の難易度に応じて、次の①又は②の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として設定します。

① 対価を円貨の現金のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下同じとします。）による大規模買付行為等の場合には最長 60 日間

② ①以外の大規模買付行為等の場合は最長 90 日間

ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間が満了する時点において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、なお、大規模買付行為等についての評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案等が十分に行われていないと判断した場合には、最長 30 日間の範囲内で取締役会評価期間を延長できるものとします。そして、その場合は、具体的な延長の期間及び当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に公表いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、適宜必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、提供された情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に対し通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書、大規模買付情報の提供を受け、取締役会評価期間内に、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非等について諮問します。

### (4) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受け、取締役会評価期間内に、上記4.(3)に記載の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当該大規模買付行為等が下記5.

(1)、又は(2)に記載の①から⑤までのいずれかに該当するか否か、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か、株主の皆様に対抗措置の発動の是非についてご判断いただくための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催すべきか否か又はその他の諮問事項について検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。

より具体的には、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断し、その旨の勧告を行う場合には、併せて対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

また、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合、当該大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれかに該当しているか否かについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。当該大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれかに該当している旨の勧告を行う場合には、併せて対抗措置の発動の是非(株主意思確認株主総会への上程の要否を含みます。)について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれかに該当していると判断した場合であっても、対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。一方、独立委員会は、大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれにも該当していないと判断した場合はその旨の勧告と、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。また、独立委員会は、大規模買付行為等が下記5.(2)に記載の①から⑤までのいずれにも該当していないと判断した場合であっても、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められると判断した場合はその旨の勧告と、対抗措置の発動の是非(株主意思確認株主総会への上程の要否を含みます。)について当社取締役会に対して勧告します。

なお、独立委員会は、大規模買付者に対し、かかる検討に必要な情報の提供を求めることができるものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。また、当社取締役会は、当該勧告の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### (5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記4.(4)に記載の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置発動の是非等について決議します。当社取締役会は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

大規模買付者が大規模買付行為等を行うことができるようになる場合は、以下のとおりです。

##### ① 当社取締役会が対抗措置を発動しないことを決議した場合

当社取締役会は、取締役会評価期間中に対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、かかる決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載された方法及び内容の範囲内で大規模買付行為等を行うことができることとします。

##### ② 株主意思確認株主総会において対抗措置の発動が否決された場合

当社取締役会は、下記5.(2)に記載の手続に従って開催される株主意思確認株主総会において、対抗措置の発動が出席株主が有する議決権の過半数の反対により否決された場合は、当該株主総会決議に従い、対抗措置を発動しない旨の決議を行うこととし、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載された方法及び内容の範囲内で大規模買付行為等を行うことができることとします。

#### 5. 大規模買付行為等がなされた場合の対応方針

当社取締役会は、具体的な対抗措置の発動を決議するに当たっては、当社取締役会の判断の客観性及び合

理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の勧告を最大限尊重し、以下の手続に従い決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合には、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に対抗措置を発動することとすると当社又は当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為等を行い又は行おうとする場合には、仮に当社取締役会が当該大規模買付行為等に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は決議しません。大規模買付者の大規模買付行為等の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為等を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為等が、以下の①から⑤までのいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害を与える等、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される場合には、当社取締役会は、例外的に、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、以下のア.乃至ウ.に記載の手続に従い、対抗措置の発動等について決議することができるものとします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーであると判断される場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っている判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っている判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の全株券等の買付けを勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等、

株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、買付予定数に上限を付した公開買付けであることをもって当然にこれに該当すると判断されるものではありません。）

ア. 独立委員会が、株主意思確認株主総会において対抗措置の発動の是非を決議するよう求めるべきとの勧告を行う場合

独立委員会は、大規模買付行為等が上記①から⑤までのいずれかに該当すると判断した場合、又は、大規模買付行為等が上記①から⑤までのいずれにも該当しないが、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められると判断した場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非を判断するため、株主意思確認株主総会に対抗措置を発動する旨の議案を上程するよう勧告することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会から、株主意思確認株主総会を開催し、対抗措置を発動する旨の議案を株主意思確認株主総会に上程すべきとの勧告を受けた場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、会社法の手続に従い速やかに株主意思確認株主総会を開催し、対抗措置発動の是非に関する議案を上程するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会において、対抗措置を発動することが出席株主が有する議決権の過半数の賛成により可決された場合、当該株主総会決議に従い、対抗措置を発動する旨の決議を行うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認株主総会において、対抗措置を発動することが否決された場合は、当該株主総会決議に従い、対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとします。

イ. 独立委員会が、株主意思確認株主総会を開催せずに対抗措置の発動を決議するべきとの勧告を行う場合

独立委員会は、大規模買付行為等が上記①から⑤までのいずれかに該当することが明らかであると判断した場合、当社取締役会に対して、当社取締役会の決議のみで対抗措置を発動すべきことを勧告することができるものとします。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において対抗措置を発動すべきとの判断に至った場合、対抗措置を発動することを決議します。

ウ. 独立委員会が、株主意思確認株主総会を開催せずに対抗措置の不発動を決議するべきとの勧告を行う場合

独立委員会は、大規模買付行為等が上記①から⑤までのいずれにも該当しないと判断した場合（ただし、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められると判断した場合を除きます。）、又は、上記①から⑤までのいずれかに該当すると判断しつつも対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでないことを勧告するものとします。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において対抗措置を発動すべきでないとの判断に至った場合、対抗措置を発動しないことを決議します。ただし、当社取締役会は、株主の共同の利益のために対抗措置を発動することが必要かつ相当であると判断する場合には、当該議案を株主意思確認株主総会に上程することができるものとします。その後の手続は、上記ア.と同様です。

### (3) 対抗措置の内容

当社が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々の状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の当該新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は別紙3に記載のとおりです。ただし、この場合、当社は、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

### (4) 対抗措置の発動の中止又は撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、大規模買付者が大規模買付行為等を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から、発動を決議した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の中止又は撤回を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が新株予約権無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為等を中止し、当社取締役会が対抗措置の中止又は撤回に関する決議を行った場合には、新株予約権無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては、新株予約権無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に新株予約権無償割当てによる希釈化を前提として、当社の株式を売却された方が、新株予約権無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、新株予約権無償割当てを中止又は撤回しないものとします。

当社取締役会が、発動を決議した対抗措置の中止又は撤回を決定するに当たっては、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った具体的事情を提示したうえで、改めて独立委員会に諮問し、独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を中止又は撤回するか否かの判断を行うものとします。

## 6. 本対応方針の有効期間、継続、変更及び廃止について

本対応方針は、本定時株主総会終結の時から発効することとし、有効期間は、平成32年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとします。

また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会にて本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で変更又は廃止されるものとし、当社取締役会はその旨を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会の決議による本対応方針の変更又は廃止は、関係法令・規則等の改正・整備等を踏まえ、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本定時株主総会における本対応方針の承認決議の趣旨に反しない範囲でなされる場合に限ります。

## 7. 株主及び投資家の皆様に与える影響

### (1) 本対応方針導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時には、対抗措置の発動は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、当該大規模買付者による大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置の発動を決議することがありますが、株主の皆様（対抗措置発動の対象となった大規模買付者その他一定の者を除きます。）が、法的権利又は経済的側面においての格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議した場合には、適用ある法令、金融商品取引所の上場規則等に従って、適時に適切な情報開示を行います。

また、対抗措置として考えられるもののうち、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、別紙3の概要に従って新株予約権無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合は、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、新株予約権無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であっても、上記5.(4)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、新株予約権無償割当てを中止又は撤回することはありません。

### (3) 新株予約権無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得にもなって株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置として考えられるもののうち、別紙3の概要に従って新株予約権無償割当てを行った場合、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、別紙3「本新株予約権の概要」8.に記載の非適格者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

## 8. 対抗措置発動に当たって株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、別紙3の概要に従って新株予約権無償割当てを行った場合、及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続は以下のとおりです。

①当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様におかれましては、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されますので、新株予約権無償割当てについての申込みの手続等は不要です。

②本新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に本新株予約権を行使し、一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。なお、当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、株主の皆様において、上記の本新株予約権の行使の手続は不要です。

ただし、当社が本新株予約権を取得する際に、大規模買付者その他一定の者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所の上場規則に基づき別途お知らせします。

## 9. その他

(1) 本対応方針は、社外取締役2名を含む取締役全員が出席した平成29年5月18日開催の当社取締役会において、社外取締役1名が反対、残る取締役5名の賛成により承認されました。当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

(2) 当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

## IV. 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由並びに本対応方針の合理性

### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ.の取組み）について

上記Ⅱ.に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記Ⅲ.1.に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報

及びその内容の評価・検討等に必要期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (2) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

- ② 株主意思を重視するものであること

本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針の継続の可否について、本定時株主総会において株主の皆様に議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認が得られた場合は、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会（平成32年6月開催予定の定時株主総会）の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとします。もし、当該議案につき株主の皆様のご承認を得られなかった場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、上記Ⅲ.6.に記載されるところに従い当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなります。

- ③ 独立性の高い社外者の判断を重視していること

上記Ⅲ.3.に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについて、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役又は社外監査役の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されます。実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か等について、取締役会に勧告します。当社取締役会は、



その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様に公表いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置を発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

④ 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件及び手続きを設定していること

本対応方針においては、上記Ⅲ.5.(1)(2)に記載のとおり、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

また、上記Ⅲ.5.に記載のとおり、対抗措置の発動のしるしを定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

⑤ 外部専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.6.に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において、本対応方針の有効期間の延長の可否に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただいた場合には、平成32年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は上記Ⅲ.6.に記載されるところに従った当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上

## 当社の大株主の状況

(平成 29 年 3 月末日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	15,025千株	11.8%
日本生命保険相互会社	6,301	4.9
株式会社みずほ銀行	5,746	4.5
株式会社百十四銀行	5,671	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,092	3.2
明治安田生命保険相互会社	4,000	3.1
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	3,367	2.6
第一生命保険株式会社	3,215	2.5
タダノ取引先持株会	2,807	2.2
株式会社伊予銀行	1,572	1.2
計	51,800	40.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を 2,867,920 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、すべて当該各社の信託業務に係る株式であります。  
 4. 第一生命保険株式会社の持株数には、特別勘定口 7 千株を含んでおります。

(ご参考)

①発行可能株式総数 400,000,000 株

②発行済株式の総数 129,500,355 株

③株主数 8,294 名

※発行済株式の総数には、自己株式 2,867,920 株を含んでおります。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役又は社外監査役の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后、最初に開催される当社取締役会の終結の時又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他止むを得ない事情がある場合は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 大規模買付者が提供する情報の十分性
  - (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か
  - (3) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非（株主意思確認株主総会への上程の要否を含む。）
  - (4) 本対応方針に係る対抗措置の発動の中止又は撤回
  - (5) 本対応方針の変更及び廃止
  - (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、第7項に規定する職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、基準日における当社の発行済株式の総数（ただし、同基準日において当社の有する当社の普通株式の数を除く。）以上で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

### 2. 割当対象株主

当社取締役会が基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社の普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権無償割当てを行う。

### 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める額とする。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

### 8. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者の具体的な買付方法に応じて、①特定大量保有者（注5）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注6）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（注7）（これらの者を総称して、以下「非適格者」という。）は、本新株予約権を行使することができないものとする。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株

予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 9. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとする。また、当社は、本新株予約権無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含む。）を定めることができるものとする。ただし、非適格者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 10. その他

その他必要な事項については本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

（注5）特定大量保有者とは、

当社が発行者である株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注6）特定大量買付者とは、

公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本注において同じとする。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注7）ある者の「関連者」とは、

実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいう。）をいう。

以上

独立委員会委員の略歴

氏名：伊藤 伸彦

生年月日：昭和22年2月5日生

【略歴】

- 昭和46年 7月 エクソン化学ジャパン入社
- 平成 元年 7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現：日本GE株式会社）入社
- 平成11年 1月 GE横河メディカルシステム株式会社（現：GEヘルスケア・ジャパン株式会社）代表取締役社長
- 平成14年 9月 GEエジソン生命保険株式会社（現：ジブラルタ生命保険株式会社）代表取締役社長兼CEO
- 平成16年 1月 GEキャピタルリーシング株式会社（現：日本GE株式会社）代表取締役社長兼CEO
- 平成17年 2月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（現：日本GE株式会社）代表取締役社長兼CEO
- 平成20年 1月 TPGキャピタル株式会社顧問
- 平成20年 2月 NISグループ株式会社取締役
- 平成20年 6月 当社取締役（現任）
- 平成22年 6月 コニカミノルタホールディングス株式会社（現：コニカミノルタ株式会社）社外取締役
- 平成24年 3月 エイボン・プロダクツ株式会社代表取締役会長
- 平成24年 6月 株式会社タカラトミー社外取締役

※ 伊藤伸彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、平成29年6月27日開催予定の第69回定時株主総会において、社外取締役として再任予定であります。また当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏名：吉田 康之

生年月日：昭和22年8月23日生

【略歴】

- 昭和46年 4月 株式会社三菱総合研究所入社
- 平成14年10月 同社参与
- 平成19年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員
- 平成20年 1月 同社常務理事、上席研究員
- 平成20年 6月 当社取締役（現任）
- 平成21年 3月 株式会社日建設計総合研究所取締役、常務理事、副所長

※ 吉田康之氏は、現在、当社の社外取締役であり、平成29年6月27日開催予定の第69回定時株主総会において、社外取締役として再任予定であります。また当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名：三宅 雄一郎

生年月日：昭和 22 年 8 月 8 日生

【略歴】

昭和 47 年 4 月 弁護士登録（現在に至る）

昭和 47 年 4 月 三宅法律事務所入所（現在に至る）

平成 6 年 8 月 大平製紙株式会社（現：ダイニック株式会社）社外監査役

平成 7 年 6 月 山洋電気株式会社社外監査役

平成 10 年 6 月 住友大阪セメント株式会社社外監査役

平成 11 年 6 月 山洋電気株式会社社外取締役（現任）

平成 12 年 11 月 株式会社東京個別指導学院社外監査役

平成 15 年 6 月 新電元工業株式会社社外監査役（現任）

平成 18 年 8 月 旭化成株式会社社外監査役

平成 20 年 6 月 当社監査役（現任）

平成 26 年 6 月 旭有機材工業株式会社（現：旭有機材株式会社）社外取締役（現任）

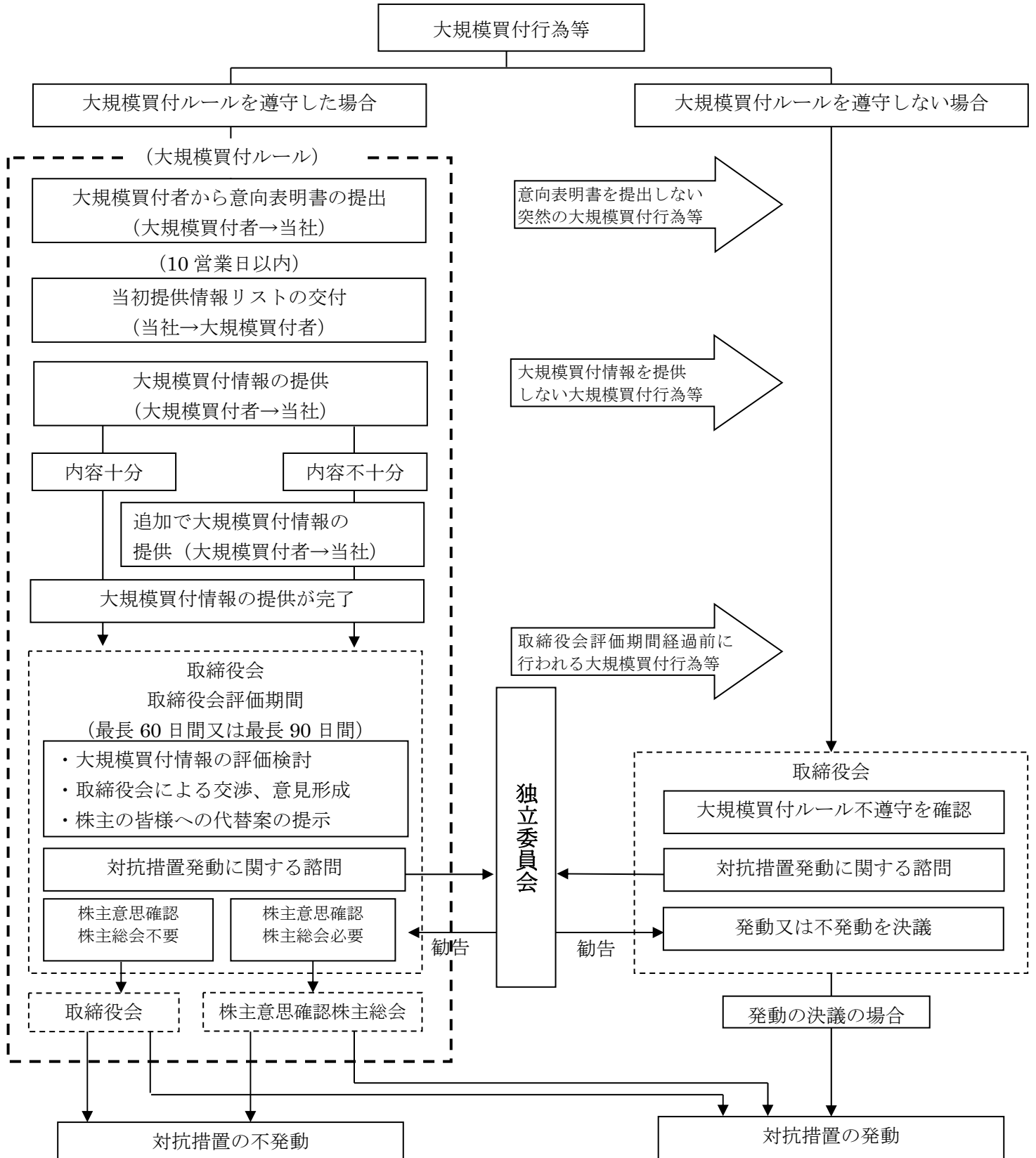
（重要な兼職の状況）

弁護士（三宅法律事務所代表）、山洋電気株式会社社外取締役、新電元工業株式会社社外監査役、旭有機材株式会社社外取締役

※ 三宅雄一郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。また当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（フローチャート図）



上図は本対応方針及び大規模買付ルールの理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したもので、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細は本文をご覧ください。